別表第三第五九項を削る。

別表第三第六〇項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三〇項とする。

別表第三第六一項中「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第三一項とする。

別表第三第六二項から第六七項までを削る。

別表第三第六八項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第三二項とする。

別表第三第六九項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三三項とする。

別表第三第七〇項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第三四項とする。

別表第三第七一項中「〇・〇」を「〇・四」に改め、同項を同表第三五項とする。

別表第三第七二項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第三六項とする。

別表第三第七三項を同表第三七項とする。

別表第三第七四項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三八項とする。

別表第三第七五項中「〇・二」を「〇・四」に改め、同項を同表第三九項とする。

別表第三第七六項中「〇・四」を「〇・六」に改め、同項を同表第四〇項とする。

別表第三第七七項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第四一項とする。

別表第三第七八項中「第九四〇一・九〇号の一又は」を削り、「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第四二項とする。

別表第三第七九項及び第八〇項を削る。

別表第三第八一項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第四三項とする。

別表第四第一二項中「、第六四・〇四項、第六四〇五・一〇号の一若しくは二又は第六四〇五・九〇号の一」を「から第六四・〇五項まで」に改め、同項を同表第一五項とする。

別表第四第一一項を同表第一四項とする。

別表第四第一〇項中「又は第六二・一一項」を「、第六二・一一項又は第六二一五・一〇号」に改め、同項を同表第一三項とする。

別表第四中第九項を第一二項とし、第四項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

五	関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・〇三項に掲げる物品を除く。）
六	関税率表第四三〇二・三〇号の一、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの

別表第四第二項の次に次の一項を加える。

三	関税率表第二八三六・二〇号の一に掲げる物品

別表第四に次の七項を加える。

一六	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品
一七	関税率表第七一・一三項、第七一一七・一九号又は第七一一七・九〇号の一に掲げる物品
一八	関税率表第七二〇二・一一号、第七二〇二・一九号、第七二〇二・三〇号、第七二〇二・四九号、第七二〇二・五〇号又は第七二〇二・七〇号から第七二〇二・九二号までに掲げる物品 関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの
一九	関税率表第九一一三・九〇号の二の㈠に掲げる物品
二〇	関税率表第九三〇五・九九号の一に掲げる物品
二一	関税率表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品

第六条　関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第三号中「第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号」に、「第一〇〇三・〇〇号」を「第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号」に、「第一〇〇八・九〇号の二の㈠」を「第一〇〇八・六〇号」に改める。

第八条第一項第一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に改める。

別表第一第〇三・〇三項及び第〇三・〇四項を次のように改める。

〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
〇三〇三・五四	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスティ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスィフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	七％
〇三〇三・九〇	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス） 肝臓、卵及びしらこ	
〇三・〇四	二　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	四・二％
〇三〇四・九四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） その他のもの（冷凍したものに限る。） すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）のうち すり身	四・二％
〇三〇四・九五	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。） 一　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のうち すり身	四・二％